

虐待防止のための指針

西東京わたらせクリニック

1. 虐待防止に関する基本理念

高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持、人格尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する次の行為を行わないものとする。

2. 虐待の定義

①身体的虐待

患者さんの身体に外傷が生じ、または生じる恐れのある暴力を加えること。

また、正当な理由もなく身体を拘束すること。

なお、外傷が生じる治療・処置は診療上やむを得ないので、これに含まないものとする。

②診療の放棄放任

意図的、結果的であるかを問わず、行うべき診療（サービス）を放棄または放任し、患者さんの生活環境や身体・精神状態を悪化させること。

③心理的虐待

患者さんに対し著しい暴言、又は著しく拒絶的な対応、その他患者さんに心理的外傷を与える言動を行うこと。

④性的虐待

患者さんにわいせつな行為をすること、または患者さん自身にわいせつな行為をさせること。

⑤経済的虐待

患者さんの同意なしに金銭を使用すること、または金銭を騙し取ろうとすること。

3. 高齢者虐待防止委員会に関する事項

当院では虐待発生防止に努める観点から、虐待防止委員会を設置する。

(1) 委員会構成員

委員長：山根 秀章

院内の虐待防止の対策、虐待発生時の対応の統括

メンバー：

委員会での事務的な判断や委員長の補佐

メンバー：

委員会での決め事などを他の職員に周知徹底させる

メンバー：

委員会での決め事などを他の職員に周知徹底させる

(2) 委員会開催日時及び開催場所は委員長が定める。

開催にあたっては TV 会議システムを使うことも考慮する。

(3) 協議内容

- ①虐待防止委員会の組織に関すること
- ②自院内の虐待防止対策に関すること
- ③虐待防止対策指針の整備に関すること
- ④虐待防止対策研修の内容に関すること
- ⑤虐待が発生した場合の対応策について
- ⑥指針、マニュアルの整備・見直しに関すること
- ⑦虐待防止に関する職員の周知徹底
- ⑧職員に対する訓練・研修の企画・実施

4. 高齢者虐待防止等のための職員研修に関する基本方針

(1) 研修に関する基本方針

本方針に基づき、虐待防止の意識の醸成、基礎的な知識の普及、虐待防止に対する理解を深める教育を目的とした研修及び訓練を実施する。

(2) 研修の開催頻度と研修対象者

全職員を対象とした虐待防止研修を年1回以上開催する。

新任職員に関しては、入職時のオリエンテーションに虐待防止研修を盛り込み、研修の代替とする。

(3) 訓練の開催頻度と訓練対象者

虐待防止の観点、虐待が発生した場合に備え、全職員を対象とした虐待防止訓練を年1回以上開催する。

(4) 企画・開催

研修及び訓練は、虐待防止委員会が計画的に行えるよう企画・立案を行い開催する。

5. 虐待またはその疑いが発生した場合の対応に関する基本方針

- (1) 虐待などが発生した場合、または虐待などを見かけた場合、速やかに市町村の対応窓口へ報告するとともに、要因の除去に努める。第三者（主に市町村の担当）の調べにより、虐待などを行ったのが当院の職員だった場合、役職位の如何を問わず、厳正に対処する。

- (2) 緊急性の高い事案の場合、市町村に限らず警察などの協力も仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

6. 虐待が発生した場合の相談、報告体制に関する事項

- (1) 職員は患者さん、患者さんご家族または職員から虐待の通報があるときは、本指針に沿って行動しなければならない。
- (2) 診療で訪問した際に虐待などが疑われる場合、速やかに自院内の虐待防止委員会のメンバーに報告する。
報告を受けた虐待防止委員会のメンバーは速やかに委員長山根秀章に報告し、その後市町村の窓口で報告する。
- (3) 虐待などを行った者が自院の職員でもあっても、速やかに市町村窓口で報告し、指示を仰ぐこと。
- (4) 虐待などは発見されることが難しいという認識のもと、職員は常日頃から虐待の早期発見に努めること。
- (5) 虐待などの報告があった場合、速やかに委員会を開催し、原因究明、今後の対応、再発防止の検討を行い、協議内容を文書で保存する。

7. 成年後見制度の利用支援に関する事項

患者さん・患者さんご家族に対し、利用可能な権利擁護事業について説明し、その求めに応じ社会福祉協議会または市町村の適切な窓口を案内する。
職員は権利擁護の求めに対し、正当な理由なく拒否することはできない。

8. 虐待などに係る苦情解決方法に関する事項

- (1) 虐待などの苦情相談について、苦情受付担当者または苦情を受け付けたものは寄せられた内容について委員長に報告する。
- (2) 苦情相談窓口で寄せられた内容は、相談者の個人情報の取扱いに留意し、当該者に不利益が生じないよう細心の注意を払う。
- (3) 対応の流れとしては、「6. 虐待が発生した場合の相談、報告体制に関する事項」の(2)及び(5)に準拠する。
- (4) 苦情相談窓口で寄せられた内容は、相談者に対し顛末と対応を報告する。

9. 利用者等に対する指針の閲覧に関する事項

患者さん・患者さんご家族はいつでも本指針を閲覧することが可能である。
当院は患者さん・患者さんご家族からの閲覧希望があった場合、特別な事情が無い限り当院は閲覧を拒否することは出来ない。

10. その他虐待防止の推進のために必要な事項

- (1) 虐待防止委員会開催時に、指針の内容に変更が必要ないか毎回確認し、協議をおこなうこととする。
- (2) 虐待防止法の変更があった際は、変更に沿った形で指針も変更する。
- (3) 当院職員は、虐待防止法は最低限守るべき基準であることを認識し、法律の順守以上に患者さん、患者さんご家族の権利擁護に努める。

付則

この指針は令和6年4月1日より施行する。(作成日：令和6年2月14日)